

部 則

第一章 総則

第一条 本部は鳥取大学硬式庭球部と称する。

第二条 本部は部員相互の親睦ならびに硬式庭球部の技術向上に努め、硬式庭球の飛躍的発展を計ることを目的とする。

第三条 本部は鳥取大学に在学中の学生の部員をもって構成し、顧問をおく。

第四条 本部は中四国学生庭球連盟に属する。

第二章 活動

第五条 本部は第二条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 練習
- 2 合宿・試合並びに遠征
- 3 部誌発行
- 4 部会及び幹部会
- 5 親睦会
- 6 その他部会で必要と認めたこと

第三章 幹部

第六条 本部は第四条の活動を行うため、次の幹部を置く。

- 1 主将 一名
- 2 副主将 男女各一名
- 3 主務 一名
- 4 会計 一名
- 5 幹事 一名

第七条 主将は部会において選出される。

- 1 任期は五月から翌年四月（王座戦）までとする。
- 2 選挙は任期終了前一ヶ月以内に行う。
- 3 立候補者もしくは非推薦者の中から無記名単記投票により最高得票者を選び、全員の三分の二以上の信任をもって主将とする。

第八条

- 1 主将はその他の幹部を指名する。
- 2 幹部は必要に応じて補佐役を指名することが出来る。

第九条 部員は幹部を全部員の過半数をもって解任出来る。

第四章 部会

第十条 部会は部員全員をもってこうせいされる最高議決機関である。

第十一条 定期部会は、奇数月に一回行い、臨時部会は、主将が必要と認めた場合首相がこれを召集する

第十二条 部会は全部員の三分の二以上の出席をもって成立する。

第十三条 部会は議長及び書記を推薦し、議長及び書記は出席部員の過半数の支持を得なければならない。

第十四条 部会は次のことを行う。

- 1 主将の選出
- 2 幹部の活動方針の承認
- 3 決算報告の承認
- 4 幹部会で決定した議題の討議及び決定
- 5 その他

第十五条 第十四条の一項以外の部会の決定は出席部員の過半数の賛成による。賛否同数の場合は議長が決定する。

第五章 会計

第十六条 部員は部費及びその他の費用を期日までに納めなければならない。

第十七条 部費及びその他の費用は部会において決定される。

第十八条 会計報告は三月末に行う。

第六章 幹部会

第十九条 幹部会は第五条の幹部で構成され部会に次ぐ権限を持つ。

第二十条 幹部会はその任期の活動方針を話し合い、部会に提出しなければならない。

第二十一条 幹部会は主将が必要に応じて召集する。

第七章 入部・退部及び休部

第二十二條 本部へ入部を希望するものは書面で主将に届けなければならない。

第二十三條 本部を退部したいものは、書面で主将に届け、幹部会の承認をうけなければならない。未納の部費は完納しなければならない。

第二十四條 本部を休部したいものは、理由を明らかにし、書面で主将に届け、主将の承認を受けなければならない。なお、期間中の部費は本人の申し出により免除される場合がある。

第八章 細則

第二十五條 部員はこの部則に従うことを義務とする。

第二十六條 部員が届けでもなく、長期に渡って練習に出てこない場合、硬式庭球部の品位を著しくけがした場合、幹部会の決定で退部勧告を出すことが出来る。

第九章 附則

第二十七條 この部即は四分の三以上の部員をもって構成された特別部会において、三分の二以上の支持によって改正することが出来る。

第二十八條 この部即は昭和四十七年四月六日より施行する。但し、第七條の一項については昭和五十一年十二月 改正とする。